

保育園等のごあんない

広島市が認可・認定をしている保育園等の入園方法、保育料などについてご案内します。

保育園等を利用する場合、教育・保育給付認定申請を行って給付認定を受けることが必要です。

詳しくは、「3 教育・保育給付認定と入所申込みの概要」「4 申請の流れ」をご覧ください。



1 「保育園等」とは

この案内の保育園等とは、いろいろな理由により家庭で保育ができないときに、保護者に代わって保育するところで、広島市が認可等をした、次の①～④の施設のことです。

いずれの施設も、保育料は同じです。

施設	対象年齢	内容	事業主体
①保育園	0歳～ 小学校入学前	定員が20人以上の施設です。	広島市、 民間事業者
②認定こども園 (保育園部分)		幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	
③小規模保育事業所	0～2歳	定員が6～19人の比較的規模が小さい施設です。	民間事業者
④事業所内保育事業所 (地域枠)		企業が従業員のために設置する保育施設で、地域において保育を必要とする子どもにも保育を実施する受入枠(地域枠)を設けています。	

2 利用できる方は

広島市に居住している0歳から小学校入学前までの子どもで、保護者が次の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当し、家庭で保育することが困難な場合(保育が必要な場合)に利用することができます。

また、心身に障害がある子どもも、保育園等での集団生活が可能なのは入園できますので、区福祉課へご相談ください。

「保育を必要とする理由」

- (1) 1か月間で30時間以上就労していること(会社、自営業など)(※)
- (2) 出産前後であること
- (3) 疾病にかかる、負傷している、または心身に障害があること
- (4) 親族を常時介護・看護していること
- (5) 震災、風水害、火災、その他の災害により自宅又は親族宅の復旧に当たっていること
- (6) 求職活動をしていること(保育の実施の開始日から起算して3か月目の日の属する月の末日まで)
- (7) 就学していること
- (8) 虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)のおそれがあること
- (9) 育児休業取得時に、すでに保育園等を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること(最長で育児休業対象子どもが1歳に達する日の属する年度の末日まで)

(※) 令和7年4月1日以降は、就労時間の下限を変更し、「1か月間で48時間以上就労していること」となります。

3 教育・保育給付認定と入所申込みの概要

保育園等の利用には、「教育・保育給付認定申請」と「入所申込み」の両方が必要で、原則同時に行います。給付認定は、保育の必要性について保護者の状況に応じて3つの区分で認定されるもので、認定区分によって、利用できる施設が異なります（保育園等を利用できるのは、2・3号認定の子どもです。）。

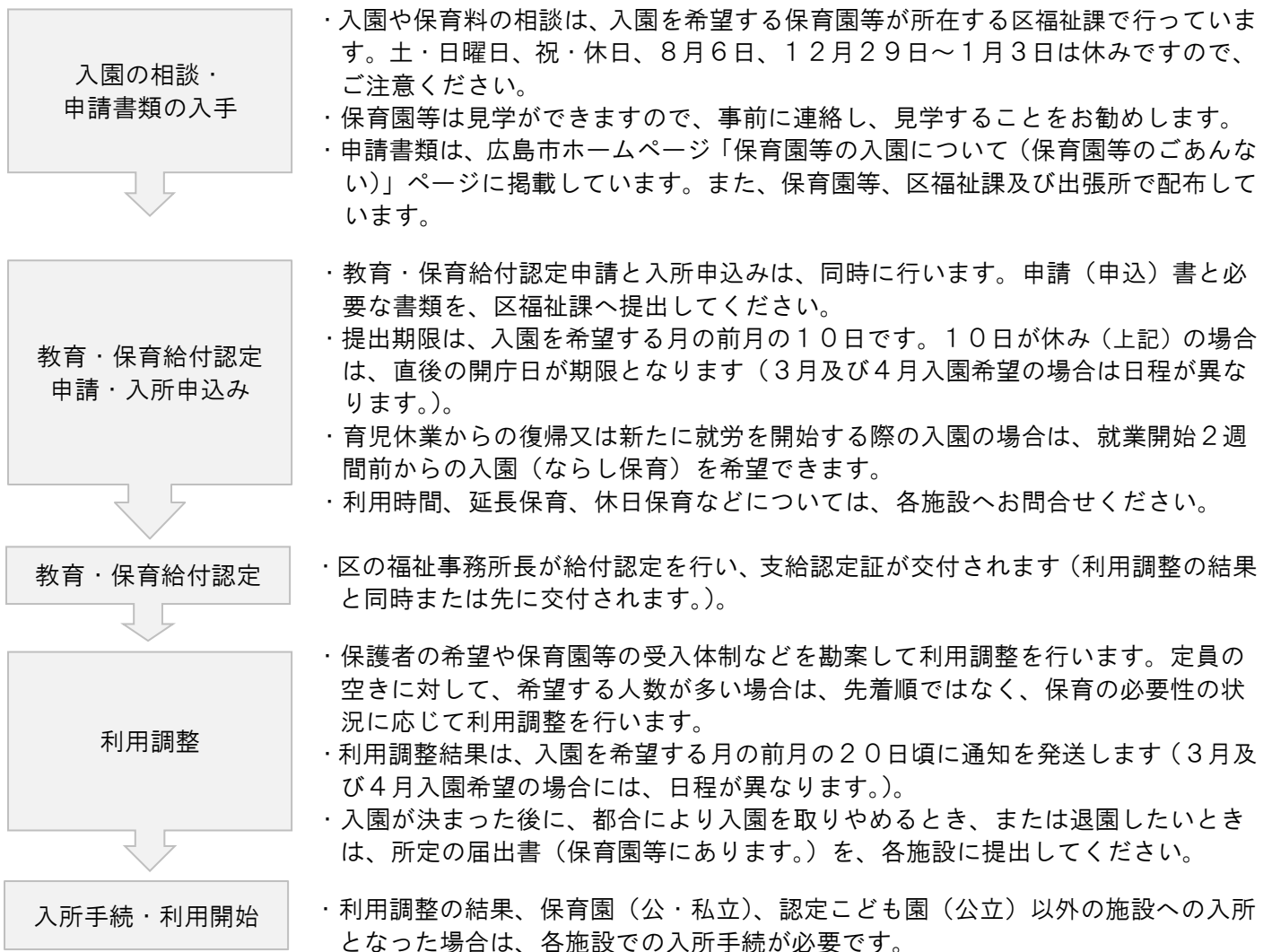
給付認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3～5歳	あり	保育園、認定こども園（保育園部分）
3号認定	0～2歳	あり	保育園、認定こども園（保育園部分）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）

また、保育を必要とする理由に応じて、保育必要量（利用時間）が2つの区分で認定されます。

区分（※）	利用できる時間（上限）	保護者の状況
保育標準時間	1日11時間	<ul style="list-style-type: none"> 原則1か月当たり120時間以上の就労、親族の介護・看護、就学 妊娠・出産、保護者の疾病・障害、災害復旧、虐待やDVの恐れがあること
保育短時間	1日8時間	<ul style="list-style-type: none"> 原則1か月当たり120時間未満の就労、親族の介護・看護、就学 求職活動、育児休業取得時の継続利用

※ 保育標準時間として認定される場合であっても、保護者が希望する場合は保育短時間認定を受けることができます。また、父母のうちいずれかが保育短時間の区分となる場合は、保育短時間認定となります。

4 申請の流れ



5 保育料・副食費の支払先

保育料・副食費については、最終面をご覧ください。

施設等区分	保育料	延長保育料	副食費
公立保育園、公立認定こども園(保育認定)	広島市	広島市	広島市
私立保育園	広島市	施設	施設
私立認定こども園(保育認定)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)	施設・事業者	施設・事業者	施設・事業者

6 保育園等の利用にあたって

休園日、開園時間や給食などは、施設によって異なります。



休園日、開園時間、延長保育

- ・休園日は原則、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月30日～1月4日、その他災害・感染症の発生など非常のときですが、施設によって異なります。
- ・開園時間は、施設によって異なります。
- ・「保育短時間」の子ども利用時間帯は、開園時間内で各施設が設定します。
- ・施設によっては、施設が定める利用時間帯を超える前後の時間で、延長保育を実施しています。
- ・別紙「保育園等の一覧」で内容をご確認ください。

給食(昼食、おやつ)

- ・保育園、認定こども園では、栄養士が作った献立表により、施設内で調理します(一部認定こども園では外部搬入もあります)。
 - 0～2歳児：昼食(おかずとご飯)、おやつ
 - 3歳児以上：昼食(おかずのみ。ご飯またはパンを持参)、おやつ
- ・小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)では、基本的には施設内で調理しますが、一部では外部からの搬入や弁当を持参する場合があります。
- ・詳しくは、各施設にお問い合わせください。

その他

- ・保育園等への送り迎えは、保護者をお願いしています。保育園等では原則、送り迎えは行っていません。
- ・急病やけがの場合は、保育途中にお迎えをお願いします。
- ・感染症にかかった場合は、他の子どもへの感染を防止するために、休んでいただきます。
- ・保育園等では原則、子どもをクラスで分けて保育します。また、入園状況によっては、年度途中でも、クラスの変更を行うことがあります。

7 申請内容等に変更があった場合

- ・育児休業の取得、転職、離職などにより、給付認定申請(入所申込み)のときの内容に変更が生じた場合は、必ず区福祉課に申し出てください。その際には、変更申請書や変更内容に応じた証明書等が必要となる場合があります。
- ・求職中の方の保育の実施期間は、「保育の実施の開始日から起算して3か月目の日の属する月の末日まで」です。求職中であることを理由として入園している場合は、就職したときには速やかに就労証明書を提出してください。
- ・給付認定を受けておられる保護者又は子どもが市外へ転出した場合は、原則として保育園等は退園していただくこととなります。
- ・産前産後については、その他の事由で認定を受けている場合でも、事由や認定期間が変更となる場合があります。出産予定日から起算して8週間までに区福祉課に届け出てください。

※ 就労の状況などについては、電話等により実態を確認させていただくことがあります。

8 保育料・副食費について

保育園等の運営には、保育材料費、保育士職員等の人件費、光熱水費等の多額の費用がかかります。その費用の一部を負担していただくのが保育料です。また、副食費は給食を提供するための食材料費に充てられ、どちらも大変重要な財源です。

このことについて十分ご理解をいただき保育料・副食費を滞納することがないように、必ず納付期限までに納めてください。

保育料・副食費の設定	<ul style="list-style-type: none"> 保育料は、その世帯の市町村民税額等によって決定します。4月～8月分保育料は保護者の前年度分の市町村民税額の合計額、9月～翌年3月分保育料は保護者の当年度分の市町村民税額の合計額によって決定します。また、年収360万円未満相当世帯の子どもを対象とする副食費の免除についても、同様の方法で決定します。 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが、同時期に保育園等と幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育事業所入所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している場合、小学校就学前の子どものうち、上から2人目の子どもは保育料が半額、3人目以降の子どもは保育料・副食費が無料となります。
月途中入退園の場合の保育料・副食費	<ul style="list-style-type: none"> 月の初日以外の日に入園、または月の末日以外の日に退園した場合の入園月・退園月の保育料・副食費の額は、日割り計算した額となります。 次の①②などの場合は、日割り計算はしません。①月の初日が休園日の月に、その月の休園日でない最初の日に入園するとき。②月の末日が休園日の月に、その月の休園日でない最後の日に退園するとき。 私立の保育園等の副食費については、施設によって取扱いが異なります。詳しくは、保育園等にお問合せください。
保育料・副食費の減免	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの扶養義務者または扶養義務者と同居する親族が、災害、疾病その他やむを得ない理由により、保育料・副食費を納付できないと認められる場合は、保育料・副食費の減免を受けられる場合がありますので、区福祉課にご相談ください。

(1) 保育料・副食費の支払先が広島市の場合

納付期限	<ul style="list-style-type: none"> 納付期限は、毎月末日です（金融機関が休業日の場合は翌営業日です。）。 保育料を納付期限までに納付しない場合、延滞金がかかります。また納付期限までに保育料を完納しないため督促を受け、督促状に記載された指定期限までにこの保育料や延滞金を完納しない場合には、地方税の滞納処分の例により、差押えなどの処分を受けることとなります。 副食費を納付期限までに納付しない場合、遅延損害金がかかります。また納付期限までに副食費を完納しないため督促を受け、督促状に記載された指定期限までにこの副食費や遅延損害金を完納しない場合には、やむを得ず、強制執行等の法的手続きを行うことがあります。
納付方法	<ul style="list-style-type: none"> 保育料・副食費の納付は、指定預貯金口座から毎月自動的に引き落とす口座振替をご利用ください。 口座振替の申込みは、書類の提出が不要なWEB口座振替受付サービスまたは区福祉課、保育園に備え付けの口座振替依頼書をご利用ください。

(2) 保育料・副食費の支払先が施設または事業所の場合

納付期限などについては、各施設等にお問合せください。

○ 問合せ先

区福祉課 ※電話は、携帯電話等からの場合は、市外局番「082」が必要です。

区	所在地	Tel 番号	E-Mail アドレス
中	〒730-8565 中区大手町四丁目 1-1	504-2569	na-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
東	〒732-8510 東区東蟹屋町 9-34	568-7733	hi-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
南	〒734-8523 南区皆実町一丁目 4-46	250-4131	mi-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
西	〒733-8535 西区福島町二丁目 24-1	294-6342	ni-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
安佐南	〒731-0194 安佐南区中須一丁目 38-13	831-4945	am-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
安佐北	〒731-0221 安佐北区可部三丁目 19-22	819-0605	as-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
安芸	〒736-8555 安芸区船越南三丁目 2-16	821-2813	ak-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
佐伯	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目 4-5	943-9732	sa-fukushi@city.hiroshima.lg.jp